

令和5年度事業計画

公益社団法人東村山市シルバー人材センターは、定款第3条に定めるように、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、同第4条に定める次の事業及び中期事業計画（令和2年度策定及び令和5年度策定）に基づき事業を行う。

- 1 臨時的・短期的・軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- 2 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- 3 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- 4 調査研究、相談及び事業の企画運営
- 5 その他センターの目的を達成するために必要な事業

I 基本方針

1. 就業グループの自主運営化とワークシェアの促進
2. 女性会員と後期高齢者にも適した就業機会の提供と新規事業の開拓
3. 普及啓発・調査研究・社会奉仕活動の充実及び相談業務の実施
4. 高齢者の就業に関する知識・技能の向上を図る。
5. 運営体制の強化を図る
6. 安全就業の徹底

II 事業実施計画

1. 高齢者に適した就業機会の提供と新規事業の開拓

- (1) 請負による就業機会の提供及び開拓

就業機会の確保・提供にあたっては、次の数値を目標とする。

就業実人員 1, 120名

就業率 80% ※毎月65%

(令和4年度末予想就業実人員数 1, 080名)

(令和4年度末予想会員数 1, 348名)

(令和5年度末予想会員数 1, 478名)

また、事業理念に基づき、会員が主体となり、自らが参画し、市民・事業所のニーズに合った事業の開拓に努める。

(2) シルバー派遣事業の拡大

派遣事業所を開設から7年目を迎え、さらなる拡大を目指し、市内事業所への開拓を行う。特に保育等の事業所へのアプローチを強化する。高齢者の多様な働き方の選択肢の確保、および未開拓分野の業務への参画を目指し、充実を図る。

(3) 介護保険総合事業の拡大

市委託事業である「介護予防・日常生活支援総合事業」の事業拡大を目指し、会員のスキルの向上、会員の増強に取り組む。また、介護事業所、地域包括支援センターとの連携を深め、事業の推進を図る。

(4) 就業の適正化の推進

職群リーダー会議を実施し、就業グループ登録制度の意義なども含め徹底を図り、就業の希望の多い仕事や長期的な仕事については、多くの会員に就業機会が確保されるように、仕事の分かち合い（ワークシェアリング）や交代を促進する。

また、公益法人として法令順守に務め、東京しごと財団等の指導の下、より一層就業の適正化に努める。

(5) 多様な会員の満足度を高める活動

中期事業計画の目的においても「センター事業に関わるすべての人（お客様、会員、職員）の満足度を向上させる」となっており、多様な価値観を持った会員並びに高い年齢の会員には、就業機会の提供だけでなく、サークル活動やボランティア活動を通じた地域社会への貢献や連携を深めることで生きがいを感じられるような活動を検討し、進めていく。

(6) 家庭サービス事業の推進

家事援助サービス、育児支援サービス、便利班等の家庭サービス事業においては、中期事業計画（令和2年度策定）で中核事業と位置づけバックアップを行ってきたが、令和5年度以降も引き続き金銭面も含め支援体制を整える。

(7) 会員の増強

中期事業計画（令和2年度策定）では、新規会員の獲得、広報活動として位置付けられており、全国的に会員の減少傾向にある中、組織の活性化、新規事業の開拓等を行い会員増強に努める。

2. 普及啓発・調査研究・社会奉仕活動・相談業務の実施

広く地域社会にセンター事業の意義、内容を周知するため、中期事業計画（令和2年度策定）に基づく認知度の向上を引き続き目指し、以下の普及啓発活動を行う。また、組織内外の高齢者向けの相談事業を行う。

ア. 普及啓発

(1) 市内全戸配布「広報紙（輝け！この街で）」の発行・配布

シルバー人材センターの市民への認知度を高めるため、事業や活動等を具体的に報告・掲載する「広報紙（輝け！この街で）」を発行し、市内全世帯に配

布する。

(2) 会報「シルバーひがしむらやま」の発行・配布

会員向け広報紙として、シルバー人材センターの情報の提供と、会員相互の連帯意識を高めるため、「シルバーひがしむらやま」を発行し、会員及び関係方面（市役所全課・市議会議員等）に配布する。また、これまで会員への情報紙として発行していた「ぷち」については、「シルバーひがしむらやま」と同日の発行であり、ホームページや SMS への代替周知へ移行を考慮し、廃止とする。

(3) 公共事業及び市イベントへの参加

シルバー人材センターの事業を地域に周知するため、また、地域貢献の観点からも公共事業（共同事業）へ積極的に会員主体で参画する。また、市のイベント（市民産業まつり、マッチングイベント等）開催時に、PR用のチラシ、用品を配布する。

(4) 市役所1階、各種証明書発行待合場所のデジタル広告、福祉だより、ゴミカレンダーなどへの広告掲載、またシルバー各種看板を効果的に活用するための検討を行う

(5) ボランティア活動の充実

公益社団法人として地域に幅広く貢献するとともに、センターの存在を広く市民にアピールするため、道路清掃ボランティア等の地域貢献活動を実施する。

(6) シルバー人材センター展（会員作品展）の開催

シルバー人材センター展を会員有志の会「元気会」の協力の下、市役所(いきいきプラザロビー)にて活動の周知と会員技能のアピールの場として、開催する。

イ. 相談事業

(1) 職員による一般相談

事務局において、常時相談を行う。

(2) 入会説明会の開催

これまで行ってきた入会における手続き方法を一新し、ホームページからの Web 入会の受付を可能にし、概略の説明を行う日と、具体的な就業内容の説明を行う日を分け、よりシルバーへの理解を深めてもらい、入会後のミスマッチを防ぐ。

(3) 会員相談会の実施

就業、未就業にかかわらず、全会員を対象とした月1回相談会を基本に、会員に寄り添った相談事業の実現に向け、相談員の配置を検討する。

ウ. 調査、分析

中期事業計画において、既に実施した調査も含め、高齢者の就業に関して、円滑な就業や新たな就業機会の確保に役立てるため、以下の調査、分析を行う。

- (1) 会員アンケート集計結果の分析等を行う。
- (2) 就業実態調査
毎月の事業実績を分析・検討し、就業機会の開拓の参考にする。
- (3) 未就業会員調査
未就業会員の実態調査を実施し、会員の状況を把握し、未就業会員にできる限り就業の機会を提供する。
- (4) 発注者アンケート調査
発注者を対象に、はがきによるアンケート調査を実施し、しごとに対する評価をいただくとともに、新規のしごとの獲得にも活用する。

3. 就業に関する知識・技能の向上を図る（研修・講習事業）

最低賃金の上昇やインボイス制度の導入により、発注者は請求額上昇を強いられている。財政状況や、景気の動向とはいえその価格に見合った成果を要求される中、発注者の満足度を上げるため、就業に必要な知識及び技能の習得、向上を図るため、以下の事業を行う。

- (1) 東京しごと財団等が行う研修への参加

研 修 内 容	実 施 回 数
会長・副会長研修	年 1 回
理事研修	年 1 回
監事研修	年 1 回
役職員課題研修	年 1 回
職員研修	随 時

- (2) 就業支援講習
東京しごと財団が主催する就業支援講習（植木の手入れ等）への参加を呼びかけ、就業機会の確保に努める。
- (3) センター独自の研修事業

研 修 内 容	実 施 回 数	実 施 予 定 月
植木手入れ研修	年 1 回	3 月
接遇研修	年 6 回	随 時
会員実技研修	年 12 回	随 時
就業説明会	年 1 回	1 2 月
学校用務(ワックス) 研修	年 1 回	7 月～8 月

- (4) その他、知識・技能の向上を目的として、職種毎の独自研修も奨励していく。

4. 運営体制の強化を図る

(1) 財政基盤の強化

公益法人として財政収支の均衡が求められている。会費、事務費等について、現状に則した見直しを検討する。また、未収金の整理、回収についても徹底を図る。

(2) 役員活動

会 議	内 容	回 数
理 事 会	センターの活動方針の決定	年 1 2 回
三 役 会 議	センターの重要な案件の協議	年 1 2 回
経 営 会 議	センターの運営に関する協議	年 1 2 回
事 業 委 員 会	事業に関する案件の協議	年 1 2 回
広 報 委 員 会	広報活動に関する案件の協議	年 1 2 回
総 務 委 員 会	総務・財務・組織に関する案件の協議	年 1 2 回
女 性 委 員 会	女性会員の増強と就業に関する案件の協議	年 1 2 回

- (3) その他、業務の適正執行のさらなる改善と執行体制の強化に努める。

5. 安全就業の徹底

会員の安全就業については、就業中の事故及び就業途上の自転車による事故、並びに、賠償事故が増えており、事故ゼロを目指し、普及啓発を進める。また、コロナ感染症への対策については、政府方針に倣い With コロナへの転換を進める。

(1) 安全管理委員会の開催

年 8 回安全管理委員会を開催し、会員の健康と安全に対し、検討をしていく。

(2) 新型コロナウイルス感染症の対策

「手洗い」「咳エチケット」「(3密(密閉・密集・密接)の回避)」「ソーシャルディスタンス(身体的距離の確保)」は引き続き推奨するが、マスク着用については個人の意思を尊重する。

(3) 安全就業に関する講習会

刈払機、チェーンソー等の事故に大きく関わる機器の使用に携わる会員については、その安全な使用方法についての講習会への参加を義務づける。

(4) 交通安全講座

東村山警察署、東村山市役所の協力により、自転車の交通安全についての講座を実施する。また、自転車安全マナー講習を随時行う。

- (5) 「安全就業強化月間」の設定
東京しごと財団とともに、7月を安全就業強化月間に設定し、安全就業対策に取り組む。
- (6) 安全具の整備
危険な作業を伴う職種については、シルバーからの貸与も含め必要な装備の着用を実施する。また作業中の表示看板等安全具を整備し、安全な就業ができるよう工夫する。
- (7) 安全就業の指導
専任の安全巡回指導員、安全管理委員による就業現場の巡回を実施することにより、安全就業についての指導を徹底する。また就業グループごとにKYトレーニング、ひとりKYの実施、研修・指導を行う。
- (8) 健康管理・維持のための講習会の実施
会員の健康管理・維持を目的とした「ストレッチ教室・体力測定」等を実施する。
- (9) 安全衛生への注意喚起・啓発
就業情報紙「ぷち」の安全通信において、注意喚起・啓発を行う。また、安全就業標語を募集し、優秀作品6点を「東京都シルバー人材センター連合」へ推薦する。
- (10) 自転車運転中の重篤事故が増えていることから、令和5年4月からの道交法改正に併せ、就業途上、シルバーとの往復途上も含め、ヘルメット着用を努力義務とする。また、自転車用ヘルメットの購入補助を継続する。
- (11) 安全委員によるブレーキやライトなどの自転車安全チェックをセンター入り口にて行う

6. その他の事業

- (1) 会員表彰の実施
永年にわたりセンターの事業発展に寄与し、業績が顕著な会員の表彰を実施する。
- (2) 普通救命講習の実施
就業会員のスキルアップを図るため、普通救命講習を行う。
- (3) 地域班活動
地域でのボランティア活動や就業を進めるため、地域班の活性化を目指す。昨年度活動開始を目指した地域貢献事業委員会の組織化については、令和5年度に地域班・地域ブロックの組織編成変更を行うため、状況を見て進める。

(4) 職群班活動

就業グループに於いても自主運営を進めているが、共働共助の理念でもあるワークシェアの意識が浸透しておらず、シルバーとして組織・事業の方針を、周知徹底していくため、組織編成の変更を行う中で、職群リーダー会議等を行っていく。